

平成 29 年度国民体育大会東北ブロック大会兼第 4 4 回東北総合体育大会
宿 泊 要 項

1 総則

- (1) この要項の適用対象は、平成 29 年度国民体育大会東北ブロック大会兼第 4 4 回東北総合体育大会に参加する選手、監督、役員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）とする。
- (2) 第 4 4 回東北総合体育大会秋田県実行委員会事務局（以下「県事務局」という。）は、この要項を競技団体及び開催市町村又は会場地実行委員会に示すとともに、相互の連絡にあたる。
- (3) 県事務局は、宿泊手配等業務担当業者（以下「担当業者」という。）と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定や割当等の業務にあたる。
- (4) 宿舎に関する紛議が生じた場合は、県事務局と担当業者が調整斡旋にあたる。

2 宿泊割当の基本方針

- (1) 選手、監督及び役員の宿泊は、原則として開催市町村内に定めるものとする。
- (2) 大会参加者の宿泊割当にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ① 宿泊は、営業宿泊施設をもって充てるものとする。
 - ② 各県ごと同一宿舎に割当たるよう配慮するが、会場地によっては競技種目・種別毎に分けることもある。
 - ③ 一人当りの宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
 - ④ 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。

3 宿泊について

- (1) 宿泊料金及び適用期間は次のとおりとする。
 - ① 宿泊料金

選手・監督	A	宿泊料金 7, 5 6 0 円(1泊2食付)消費税・入湯税含む
	B	宿泊料金 8, 6 4 0 円(1泊2食付)消費税・入湯税含む
上記以外の大会参加者		宿泊料金 8, 6 4 0 円(1泊2食付)消費税・入湯税含む

- ② 適用期間

宿泊料金の適用期間は、大会期間の 3 日前から終了後 2 日までの期間とする。ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

- (2) 宿舎での食事の時間

宿舎での食事の時間は、原則として次のとおりとし、競技の都合等で時間外に食事を希望する場合は、宿舎と個別に折衝するものとする。

○朝食：午前 6 時 3 0 分から午前 9 時まで ○夕食：午後 5 時から午後 8 時まで

- (3) 宿舎における欠食控除及び追加食事料金については次のとおりとする。

- ① 欠食の取扱いは、前日の正午までに申し出た場合に限り、下表の料金を控除する。
- ② 食事の追加の取扱いは、下表の料金で当該宿舎に申し込むものとする。

(欠食及び追加食事料金表)

区 分		朝 食	夕 食	備 考
選手・監督	A	700円	1,360円	金額はいずれも消費税を含む
	B	700円	1,440円	
上記以外の大会参加者		700円	1,440円	

③ 宿舎のサービスにより提供される食事については、欠食控除の対象としない。

(4) 休憩料金

早期到着及び遅発等で部屋を使用する場合の休憩については、宿舎との個別折衝による。

(5) 宿泊料金の支払方法等

① 各競技開始前の指定された期日までに、申込時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むものとする。

② 各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。

(6) 入宿前に大会参加者が宿泊を取消す場合の取消料は、下表のとおりとする。

また、取消しにあたっては各県宿泊申込責任者が直接当該宿舎及び担当業者へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊予定日が8月18日の場合	宿泊取消し料金
宿泊予定日の4日前まで	～8月14日	無 料
宿泊予定日の3日前から前日の正午まで	8月15日～ 8月17日午前中	宿泊料金の 50%
宿泊予定日の前日正午以降から宿泊予定当日	8月17日午後～ 8月18日	宿泊料金の 100%

※ 主会期外開催競技・種目についても同様の扱いとする。

※ 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の取消し料金とする。

(7) 入宿後、選手・監督が競技の都合により宿泊を取消す場合の取消料は下表のとおりとする。

また、取消しにあたっては、宿泊責任者が当該宿舎へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消し料金
宿泊予定日当日の正午まで	無 料
宿泊予定当日の正午以降	宿泊料金の100%

※ 特別な事情で宿泊取消しの申し出が宿泊予定日当日の正午を過ぎることについて、あらかじめ当該宿舎の了解を得た場合はこの限りでない。

※ 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の取消し料金とする。

4 昼食弁当について

(1) 昼食弁当代金及び適用期間は次のとおりとする。

① 昼食弁当代金

大会参加者	昼食弁当 650円（飲料付き・消費税含む）
-------	-----------------------

② 適用期間

昼食弁当代金の適用期間は、大会期間の3日前から終了後2日までの期間とする。
ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

(2) 昼食弁当代金の支払方法等

- ① 各競技開始前の指定された期日までに、申込時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むものとする。
 - ② 各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。
- (3) 大会参加者が、申込後に昼食弁当を取消す場合の取消料は、下表のとおりとする。
また、取消しにあたっては各県申込責任者が直接担当業者へ速やかに連絡するものとする。

昼食弁当取消しの申出区分	昼食弁当取消し料金
昼食弁当利用日前日の正午まで	無 料
昼食弁当利用日の前日の正午以降	昼食弁当代金の100%

(4) 昼食弁当の追加

昼食弁当の追加は、弁当利用前日の正午まで、担当業者へ申し込むものとする。

(5) 昼食弁当の配達

昼食弁当は、あらかじめ指定した時間までに各競技会場へ配達することを原則とする。ただし、諸般の事情により配達できない場合、担当業者は各県の監督と十分協議の上、競技に支障のないように配慮する。

5 宿泊及び昼食弁当の申込みについて

(1) 宿泊及び昼食弁当の申込みは次のとおりとする。

- ① 各県の体育協会及び競技団体は、担当業者が別に示す申込システムを利用し、必要事項を入力の上、申し込むものとする。
- ② 各県本部役員宿泊については、主会期のみ申込システムを利用することとし、主会期外は、直接担当業者へ申し込むものとする。

(2) 申込期限

- ① 主会期開催競技（体操、柔道を除く） 平成29年7月20日（木）【必着】
- ② 主会期外開催競技、体操及び柔道
平成29年度国民体育大会東北ブロック大会兼第44回東北総合体育大会実施要項総則第7項の（3）、②で定める申込締切日と同日

6 その他

宿舍の門限や入浴時間は、各宿舍で定める時間に従うものとする。ただし、競技の都合等により当該時間を変更したいときは、宿舍と個別に折衝するものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月18日から施行する。